

絶滅危惧種イトウが条例に明記

6月に開かれた俱知安町議会において、イトウをはじめとする希少な生物の保護について特に配慮するものとする（生物多様性の保全）条文が追加された「河川環境の保全に関する条例」が、改正されました。

統一条例を制定

俱知安町のほか「尻別川連絡協議会」を組織する6町村でも同様に条例を改正しました。当協議会は、尻別川流域住民の共有財産である美しく豊かな川を守り、将来にわたって川と共生し、良好な環境の創造を図ることを目的に、平成7年7月に設立、平成18年に流域7町村は「河川環境の保全に関する条例」を制定し、内容の統一を図りました。

改正までの経緯

平成22年5月に尻別川支流で釣り人が数匹のイトウの産卵行動を発見し、20年ぶりに尻別川にイトウが戻ってきたことが確認されました。

その後、平成10年頃からイトウの保護活動に取り組んでいる市民グループ「尻別川の未来を考えるオビラメの会」のメンバー15名が交代で24時間監視を約3週間実施しましたが、捕獲を規制する理由がないため、釣り人にその都度説明をしながら保護活動を行っていたのが現状でした。

今後への期待

イトウの保護を盛り込んだこの条例が乱獲などへの抑止力となり、保護団体のみならず町民みなさまの機運が醸成していくことにより、また昔のようなイトウの雄姿が見られ、たくさんさんの生き物が住む自然豊かな尻別川となっていくことが期待されます。



提供：釣り道楽編集部 坂田様



イトウの自然繁殖の報告講演会の様子